

令和 7 年度「松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金(クラウドファンディング活用型)」 募集要領

地域の課題やニーズが多様化する中、持続可能なまちづくりを推進していくためには、行政だけでなく、民間による主体的な取組を支援し、官民協働で取り組んでいくことが重要です。

そこで、松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金(クラウドファンディング活用型)として、クラウドファンディングを活用し、本市のまちづくりに沿った民間の「美しい街並み景観整備」や「賑わい創出施設整備」を支援し、官民連携のまちづくりを推進するとともに、美しい街並みと賑わいの創出を目指します。

1. 用語の定義

(1)クラウドファンディング

クラウド(群衆)とファンディング(資金調達)を組み合わせた造語。インターネットのウェブサイトを通じて、不特定多数の者から幅広く資金を調達する手法

(2)購入型

起案されたプロジェクトに対して支援者が資金を提供し、支援者は「モノ」や「サービス」を得る仕組みのクラウドファンディング

(3)寄付型

起案されたプロジェクトに対して支援者がお金を寄付する仕組みのクラウドファンディング。「モノ」や「サービス」は基本的に発生しない

(4)オールイン方式

クラウドファンディングによる資金調達方式のうち、調達金額に関わらずクラウドファンディングが成立する方式

(5)オールオアナッシング方式

クラウドファンディングによる資金調達方式のうち、調達額が目標額を達成することでクラウドファンディングが成立する方式

(6)資金調達必要額

補助対象事業の実施にあたり、資金調達が必要な金額(自己資金、金融機関からの融資等により資金調達した金額を除いた額)であって、かつ、補助対象経費であるもの

(7)クラウドファンディング目標額

クラウドファンディングによる資金調達の際に 設定する目標額(資金調達必要額の2分の1以上の額)

2. 補助対象者の要件【要綱第 3 条】

(1)事業を実施する建造物や土地の所有者であること、又は、所有者の承諾を得ていること

(事業を実施した後の建造物や土地の管理運営についての承諾も得ていること)

(2)市税等を滞納していないこと

(3)暴力団員等でないこと、又は、法人や団体の構成員に暴力団員等がないこと

(4)暴力団、暴力団員等、暴力団関係事業者と取引関係がないこと

3. 補助対象区域【要綱第4条】

- (1) 松山市中心市街地活性化基本計画の対象区域
- (2) 松山市地域振興構想で定める地域別構想の対象区域
- (3) 松山市地域におけるまちづくり条例(平成21年条例第9号)第2条第3項に規定するまちづくり計画の対象区域
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める区域

4. 補助対象となる事業(施設)

【共通】

- ・補助対象者及び対象区域に適合すること【要綱第3条及第4条】
- ・補助対象事業に適合すること(以下の項目に該当しない事業であること)【要綱第5条】
 - (1) 他の制度による補助金又は交付金等を受けている事業
 - (2) 政治的又は宗教的な活動を目的とする事業
 - (3) 専ら自らが資金を得ることを目的とする事業
 - (4) 事業の効果が特定の個人又は法人その他団体に帰属する事業
 - (5) 法令又はこの要綱等に違反する事業
- ・市の各種まちづくり計画の趣旨に添い、継続的に管理運用される建造物の整備を目的とする事業であること【要綱別表備考2】
- ・建築物を対象とする整備は、道路等の公共的な空間から見える範囲の建築物の外部又は土地の外構に係る整備を行うこと【要綱別表備考3】

【美しい街並み景観整備】

- 歴史的建造物(の保全・改修)【要綱第2条第6号】

(歴史的建造物の外壁や屋根等に対し、良好な景観形成及び歴史的建造物に配慮した保全・改修を実施するもので、単に古い建築物をリフォームする事業ではありません。)

 - ・おおむね昭和20年以前に築造された歴史的・文化的に価値のある建造物であること。
- ウォーカブルなまちづくりに資する店舗等(の整備)【要綱第2条第7号】

(歩いて楽しい統一感のある街並み景観に寄与する店舗空間やファサード等の整備を実施するもの)

 - ・景観ガイドラインが策定されている区域内にある店舗等であること。
 - ・景観ガイドラインに合意し、また、それに沿った店舗等の整備が行われること。
 - ・店舗入口や内部を開放的にする、街並み景観に配慮したデザインの壁面にするなど、歩道と店舗が一体となり、通りの連続した賑わいを感じることで、居心地がよく、歩いていて楽しい空間をつくる店舗等の整備であること。

【賑わい創出施設整備】

- 地域資源を活用したまちの魅力向上に資する施設(の整備)【要綱第2条第4号】

(地域固有の歴史や文化等の資源を活用し、不特定多数の来場者が見込めるまちづくり活動等を継続的に実施することで、まちの魅力を高める施設の整備を実施するもの)

- ・市の各種まちづくり計画に記載されているなど、地域で大切にされている、地域固有の文化・歴史・自然などを活用した施設の整備が行われること。
- ・不特定多数の来場者等が見込まれる施設の整備であること。
- ・地域資源の魅力発信につながる、住民や来街者が訪れ地域資源の再認識につながるなど、まちの魅力向上に資する施設の整備であること。

●空き家等を活用したまちの魅力向上に資する施設(の整備)【要綱第2条第4号】

(空き家・空き店舗を活用し、不特定多数の来場者が見込めるまちづくり活動等を継続的に実施することで、まちの魅力向上に資する施設の整備を実施するもの)

- ・市が指定する空き家バンクに登録されている空き家等であること。
- ・不特定多数の来場者等が見込まれる施設の整備であること。
- ・新たな移住者や来街者を呼び込むことにつながる、地域住民の活動や交流を生むことにつながるなど、まちの魅力向上に資する施設の整備であること。

※原則、年度内に施設整備が終了する計画にしてください。

※美しい街並み景観整備と賑わい創出施設整備を重複させた計画は申請できません。

5. 補助対象経費及び補助金の額【要綱別表】

補助対象事業区分	補助対象経費	補助金の額
美しい街並み景観整備	歴史的建造物の保全・改修又はウォークアブルなまちづくりに資する店舗等の整備に係る工事費	資金調達必要額からクラウドファンディングにより調達した資金の額を除いた額。ただし、上限は、500万円とする。
	クラウドファンディングの実施に係る経費	
賑わい創出施設整備	地域資源又は空き家等を活用し、まちの魅力向上に資する施設の整備に係る工事費	
	クラウドファンディングの実施に係る経費	

※「松山市美しい街並みと賑わい創出事業審査委員会」の審査を経て、補助対象事業として認定された後、クラウドファンディングを実施し、クラウドファンディング目標額(資金調達必要額の1/2以上)以上の資金調達に達成した場合、資金調達必要額とクラウドファンディングで調達できた額との差額(上限500万円)を補助することになります。

※補助対象経費について

(1)対象となる経費

- ・施設を整備するために必要な工事費
- ・クラウドファンディングの実施に係る委託料や手数料

(2)補助対象とならない経費

- ・設計、測量、デザイン料等に係る経費や什器等の備品の購入費用など
- ・補助金交付決定(通知)前に係る経費
- ・その他本事業の趣旨に照らし、補助対象経費として不適当と認められる経費

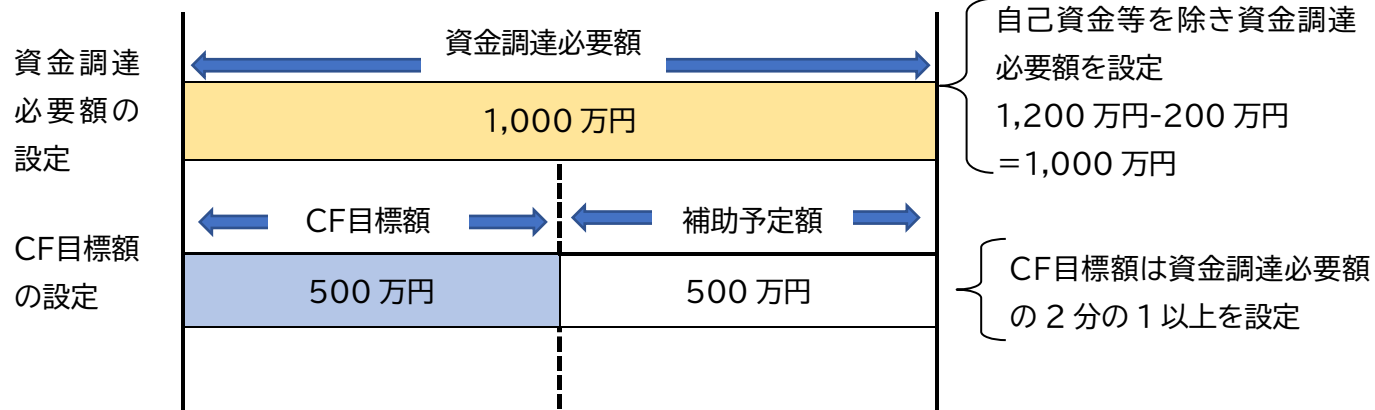
※消費税は補助対象経費に含めることができますが、消費税の課税業者として消費税仕入控除税額がある場合は、消費税は対象経費となりません。

※クラウドファンディングの実施について

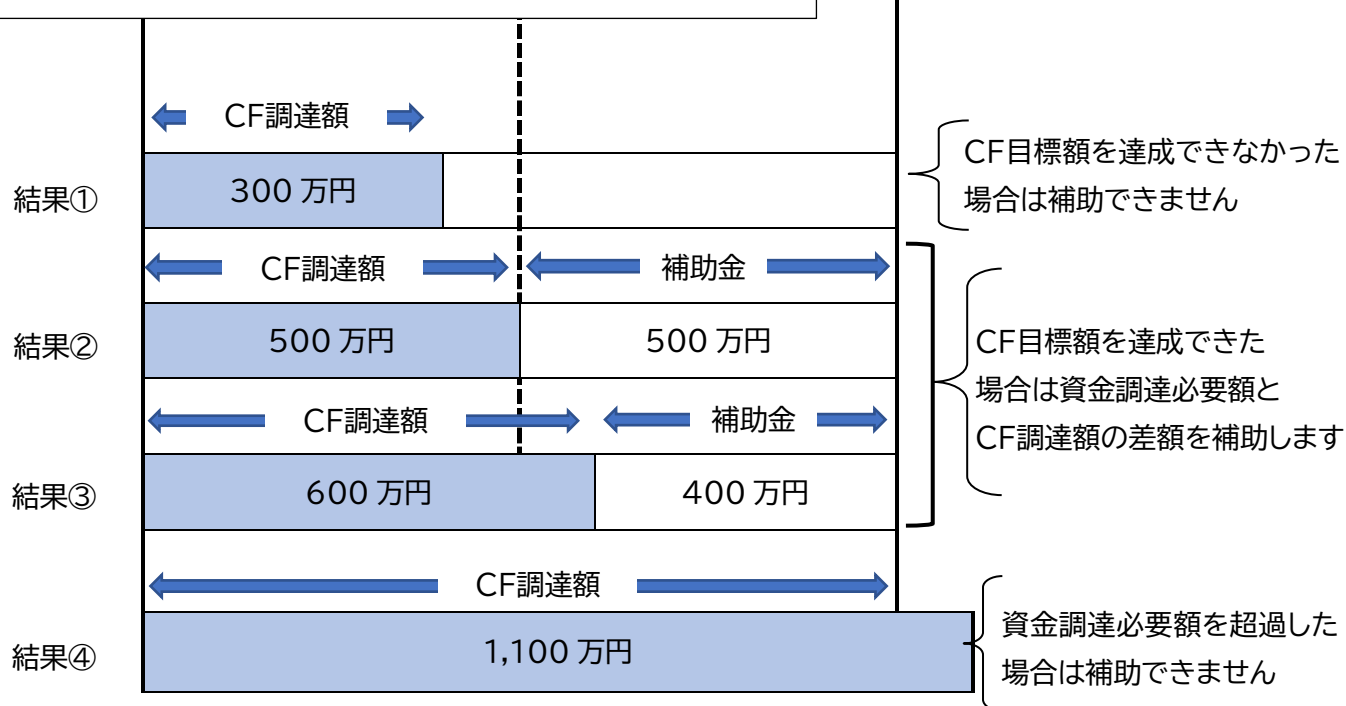
クラウドファンディングの調達方式(オールイン方式、又は、オールオアナッシング方式)及び種別(購入型、又は、寄付型)は申請者が選択できます。

資金調達必要額とクラウドファンディング(CF)目標額の設定

※【例】補助対象経費:1,200万円 自己資金:200万円



クラウドファンディング(CF)の結果による補助金の決定



6. 審査

(1) 審査委員会

書類確認後、市で設置する「松山市美しい街並みと賑わい創出事業審査委員会」が開催されます。申請者はこの審査委員会に出席し、応募した事業計画書の目的や内容について、プレゼンテーション(発表)を行っていただきます。

※審査委員会の日程は改めてお知らせします。

※審査委員会には必要に応じて設計者等の事業関係者が同席することができます。

審査委員会では、次の審査基準に基づき審査を行います。

◆公益性について

- | | |
|-------------------------------|----|
| ・市が進める各種まちづくり計画の趣旨に沿った事業であるか。 | |
| ・不特定多数の者の利益に供する事業であるか。 | |
| ・事業の成果の受益に偏りが無い公益性の高い事業であるか。 | など |

◆地域性について

- | | |
|--------------------------------|----|
| ・地域の特性や資源を活かした観点や工夫が見られるか。 | |
| ・地域の実情を踏まえた課題解決の取り組みとして評価できるか。 | |
| ・地域のまちづくり組織と連携がとれているか。 | など |

◆必要性について

- | | |
|--------------------------------|----|
| ・地域や住民からの要望があるなど、ニーズが高い活動であるか。 | |
| ・まちの活性化や魅力づくりのために意義ある活動であるか。 | など |

◆先導性について

- | | |
|--------------------------|----|
| ・チャレンジ性や独創性が見られるか。 | |
| ・まちづくり活動としての新しい取組が見られるか。 | など |

◆継続性・発展性について

- | | |
|---|----|
| ・継続的に維持され有効に活用される事業(体制)であるか。 | |
| ・地域の活動の水準を高めたり、活動の範囲を広げたりなど、まちづくり活動の活性化が期待できるか。 | |
| ・他の住民や地域への波及効果が期待できるか。 | など |

(2) 審査結果

審査委員会での結果をもとに、市長が補助対象事業を認定し、申請者にその結果を通知します。※補助対象事業の認定は予算の範囲内で行われます。

7. 申請方法

(1) 募集期限

令和7年7月31日(木)【必着】

(2) 提出書類

以下の書類を市街地整備課に持参または郵送、電子メール、オンライン申請で提出してください。

1. 【様式第 1 号】事業認定申請書

2. 【様式第 2 号】補助対象事業計画書

3. 補助対象事業の実施場所及びその付近の状況を明らかにする書類(付近見取図、カラー写真など)

4. 補助対象事業の実施内容が分かる工事等図面(配置図、立面図、平面図、断面図など)

5. 補助対象事業の実施に係る工事等の見積書及び内訳書(2者以上の見積書及び内訳書が必要)

6. 補助対象事業を実施する建造物又は土地の所有及び権利関係を明らかにする書類(全部事項証明書及び所有者の承諾書など)

7. 完納証明書その他市税を滞納していないことを証する書類

8. 【歴史的建造物の保全・改修を実施される方のみ】概ね昭和 20 年以前に築造された歴史的・文化的に価値のある建造物であることが分かる書類

9. 【地域資源や空き家等を活用した施設整備をされる方のみ】活用する地域資源の内容や市が指定する空き家バンクに登録されていたことが分かる書類

※上記提出書類のほか、必要に応じて追加の書類提出を求める場合があります。

※書類に不備がある場合等は受付することができませんので、お早めにご相談ください。

※申請書類は返却いたしません。

9. 事業の実施から完了まで

(1) 事業計画の中止・変更

事業の実施にあたり、当初の計画を変更する際は変更申請が必要になる場合があります。また、補助金が減額される場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

(2) 事業の完了

事業が完了した際は、実績報告書(様式あり)に必要書類を添えて、報告してください。

(3) 補助金額の確定について

最終的な補助金の額は、実績報告書の提出後、その内容と現地を審査の上、確定します。

(4) 交付決定の取り消しについて

補助金の交付が決定した後に、補助対象事業として不適格と認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(5) 事業完了後の報告について

施設整備を終えてから 10 年間程度は管理運営を行ってください。

事業完了後5年間は、状況写真等の報告書を提出していただきます。

なお、それ以外にも活動状況等について報告をいただく場合があります。

10. その他

(1) 補助金の返還

申請書、報告書その他に虚偽の事項が認められた場合、又、補助対象事業として不適格と認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに交付した補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。

(2) 事業の公表・広報

補助金の概要等について、保護すべき個人情報を除き、市ホームページ等での公開を予定しています。

(3) 財産処分の制限について

補助を受けて整備した施設については、補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、除去又は担保に供しようとするときに、事業完了の日から10年間は制限がかかります。

上記行為を行うにあたっては、事前に市の承認を受ける必要があり、場合によっては、補助金の返還を求めることがあります。責任をもって維持管理や運営を行ってください。

(4) 手続きの流れ

松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金（クラウドファンディング活用型） 手続きフロー

